

赤羽根字十三㍿周辺特別緑地保全地区 保全管理計画

平成28年3月
茅ヶ崎市

はじめに

かつて茅ヶ崎市の北部丘陵には樹林や水路、草地などの多様な自然環境からなる谷戸が数多くありましたが、開発事業や廃棄物の処分地等として、多くの谷戸が埋め立てられました。赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の多くがゴルフ場用地ですが、ゴルフ場開設当初からコースとしては利用されずに閉鎖的に保全されてきたことにより、現在も良好な自然環境が残されています。

赤羽根字十三区周辺は、市内全域を対象とした「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な7地区の一つとされ、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」において生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）となる「コア地域」として保全することとしています。

広さは約2.9haと小規模な谷戸を含む緑地ですが、数多くの動植物の生育・生息環境となっている貴重な生態系が保全されており、市民の皆様のご協力により保全活動が行われています。

こうした貴重な自然環境を将来に引き継ぐため、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」（平成21年7月策定）において、赤羽根字十三区周辺を特別緑地保全地区候補地に位置づけており、平成28年3月に地区指定に至りました。

赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区保全管理計画は、特別緑地保全地区の将来像等を定め、貴重な自然環境を将来に引き継ぐために必要な事項を位置づけています。

赤羽根字十三区周辺は、当該地の数多くの土地所有者の皆様にご協力をいただいて特別緑地保全地区指定に至りました。また、本計画の策定にあたっては、保全作業に携わる市民の皆さまやみどり審議会などの関係審議会、関係者の皆さまから貴重なご提言やご意見を頂きました。心からお礼申し上げます。

平成28年3月

茅ヶ崎市

もくじ

1	赤羽根字十三㍻周辺特別緑地保全地区の概要.....	1
1-1	位置と地勢.....	1
1-2	本市における位置づけ.....	2
1-3	赤羽根字十三㍻周辺特別緑地保全地区の区域.....	3
2	赤羽根字十三㍻周辺特別緑地保全地区の自然環境.....	4
2-1	水系.....	4
2-2	生きものの生育・生息状況.....	5
2-3	赤羽根字十三㍻周辺特別緑地保全地区の自然環境.....	7
2-4	赤羽根字十三㍻周辺で見られる主な動植物たち.....	8
2-5	赤羽根字十三㍻周辺の特徴.....	10
3	保全管理.....	11
3-1	保全管理の目的と目指すべき将来像.....	11
3-2	基本的な考え方.....	12
3-3	ゾーニングごとの管理方針.....	13
3-4	計画の進行と見直し.....	15
	（保全管理に関する参考資料）＜湿地・樹林ゾーン＞の詳細作業内容	16
	（参考資料）昭和32年の赤羽根字十三㍻周辺.....	18

1 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の概要

1-1 位置と地勢

赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区は、茅ヶ崎市の北東部に位置し、西は約 80ha の湘南カントリークラブ、東は北部の主要市道である赤羽根通り（市道 0110 号線）に挟まれた場所に位置し、赤羽根字十一図、十三図、十四図、十五図にまたがる南北に長い谷戸と周辺の緑地です。

南から北へ流れる細流は、引地川水系の小系川源流域にあたり、市内で唯一の相模川水系以外の谷戸環境です。小規模な谷戸ですが、神奈川県や茅ヶ崎市の絶滅危惧種や準絶滅危惧種が多数生育・生息しています。特別緑地保全地区の多くがゴルフ場用地ですが、ゴルフ場開設当初からコースとしては利用されずに閉鎖的に保全されてきたことにより、現在も良好な自然環境が残されています。



1-2 本市における位置づけ

「茅ヶ崎市総合計画」（計画期間：平成 23 年度から平成 32 年度）において、「美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する」を施策目標とし、北部丘陵を含めたみどりの保全・再生・創出を推進することとしています。

また、「ちがさき都市マスタープラン」及び「茅ヶ崎市みどりの基本計画」においても、北部丘陵の自然環境の保全を位置づけており、平成 28 年 3 月に特別緑地保全地区に指定しました。

さらに、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」において、特に重要度の高い 7 地域（コア地域）の一つとして位置付け、保全活動組織を設置するとともに保全管理計画を策定することとしています。

特別緑地保全地区とは

特別緑地保全地区は、都市緑地法第 12 条第 1 項に規定されている制度で、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生育・生息地となる緑地などの保全を図ることを目的とする制度で、都市計画法第 8 条第 1 項に規定される地域地区として定めるものです。

地区内では、建築行為や木竹の伐採など一定の行為が制限される一方、固定資産税や相続税の優遇等もあります。

茅ヶ崎市では平成 24 年 3 月に清水谷特別緑地保全地区（約 4.9ha）を指定しました。



清水谷特別緑地保全地区

1-3 赤羽根字十三囿周辺特別緑地保全地区の区域

赤羽根字十三囿周辺特別緑地保全地区の区域は、生きものの生息・生育地としてのみどりがまとまって確保されている区域から、ゴルフ場のコースや資材置き場として利用している区域やみどりの連続性がない区域を除外しました。

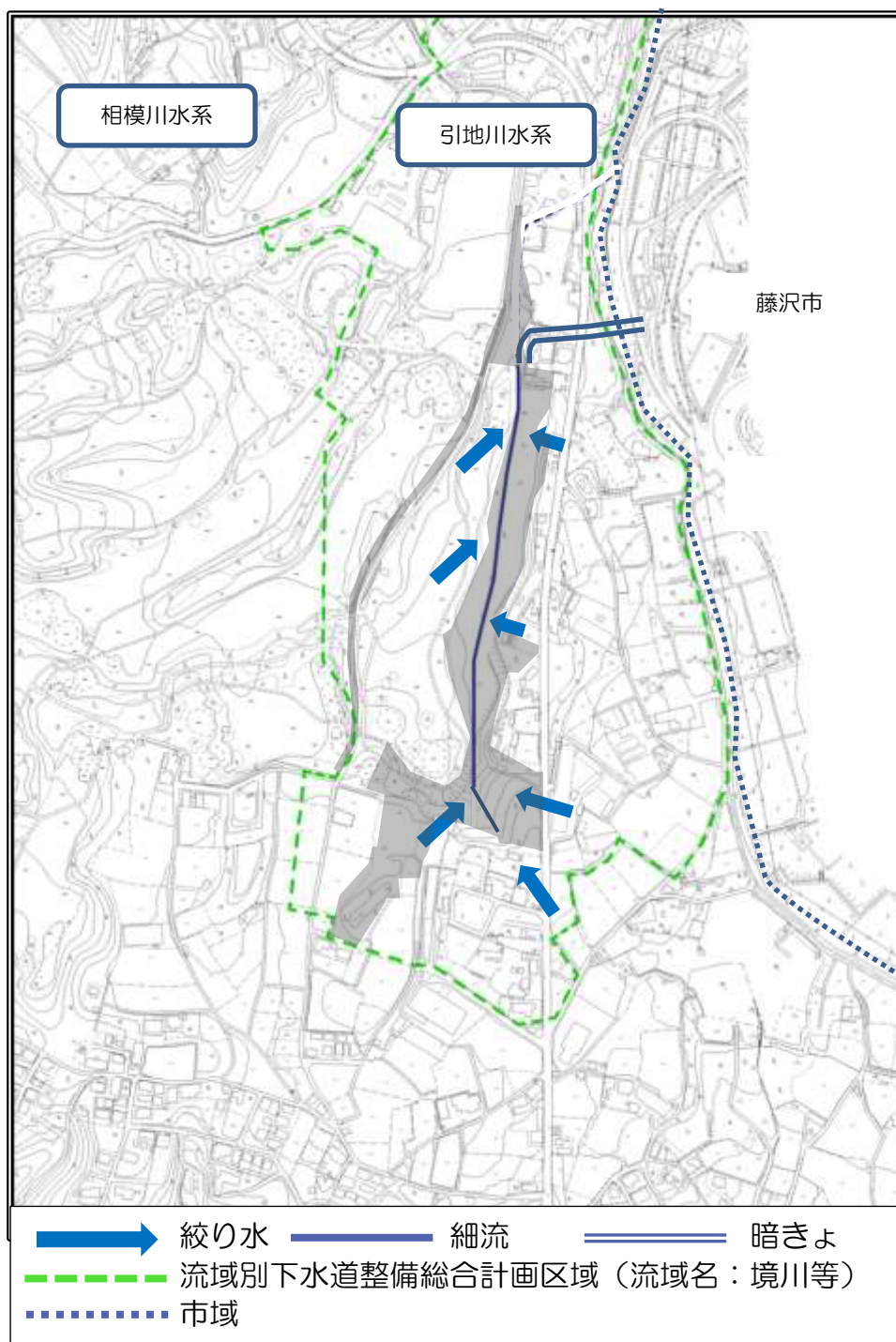
赤羽根字十三囿周辺特別緑地保全地区（面積約 2.9ha）



2 赤羽根字十三岡周辺特別緑地保全地区の自然環境

2-1 水系

緑色破線内が境川等(小系川・引地川含む)の流域別下水道整備総合計画区域であり、赤羽根字十三岡周辺が相模川水系ではなく、引地川水系であることがわかります。また、本流域内では特定都市河川浸水被害対策法により、平成26年6月1日から1000㎡以上の雨水浸透阻害行為(畑・林地等から駐車場・資材置き場等への変更等)をする場合は、市の許可が必要です。



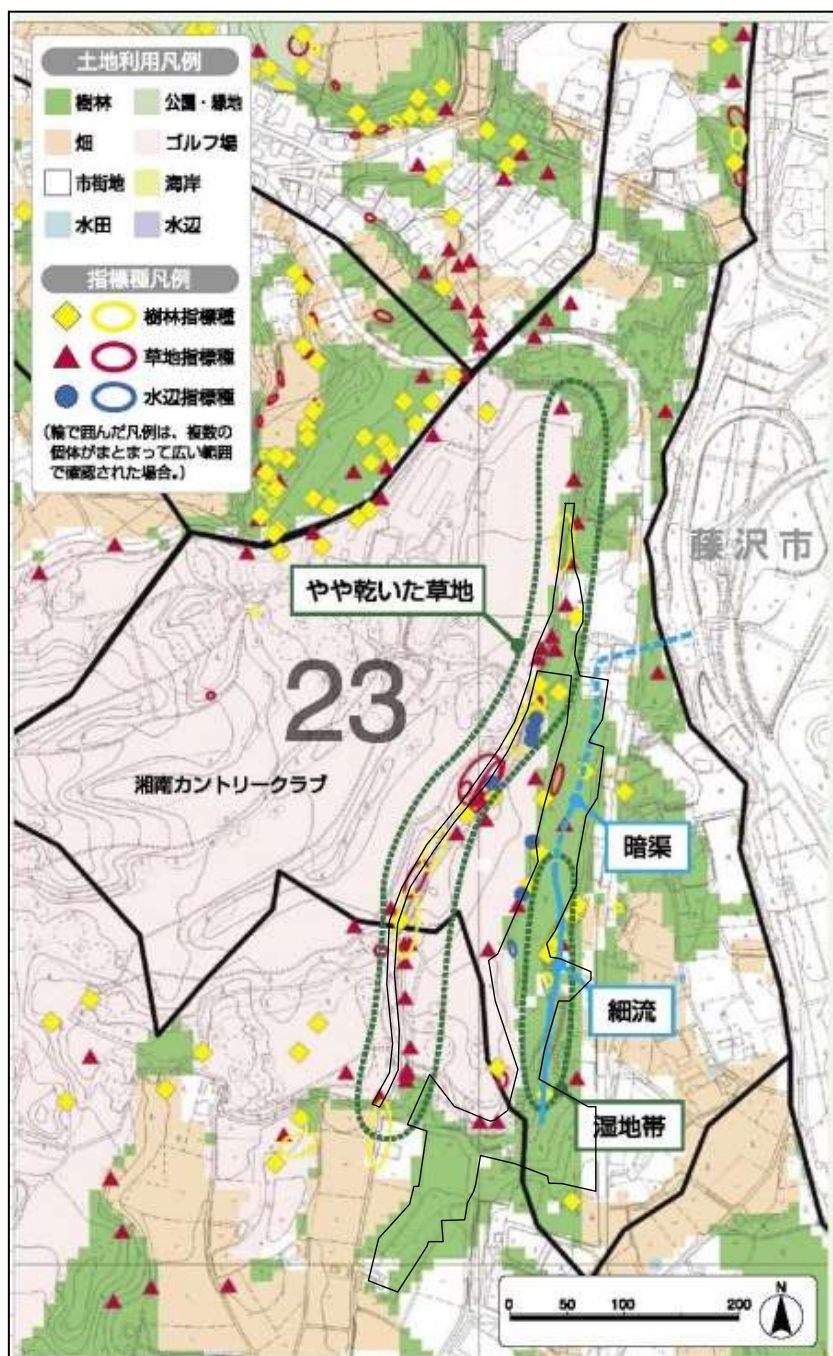
2-2 生きものの生育・生息状況

①自然環境評価調査において指標種が集中している区域。

茅ヶ崎市自然環境評価調査 概要報告（発行：平成18年3月）

茅ヶ崎の自然環境を適切に保全・再生する施策を実施する上での基礎資料とするため、茅ヶ崎らしい自然の状態を分かりやすく示した共通の「ものさし」として、「茅ヶ崎市自然環境評価マップ」を作成しました。樹林、草地、水辺、海岸ごとに「指標種」を選定し、地域の専門家や市民参加等による調査チームを編成して、市内全域で指標種の生育・生息状況を調べました。

本調査において、赤羽根十三図は小面積の場所に多様な環境が組み合わさっており、細流では特に水質の良い環境に生息する種類が確認されています。



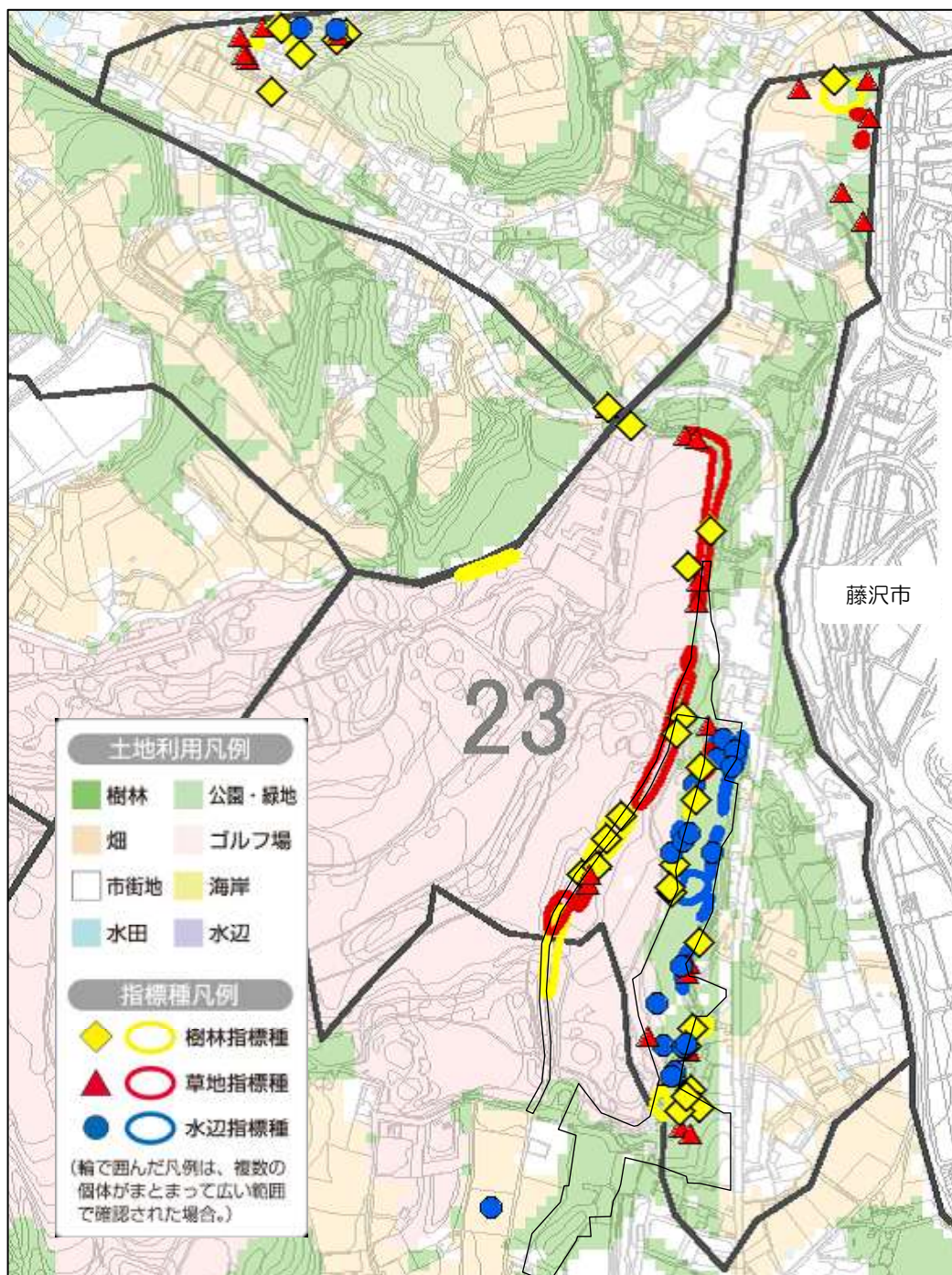
自然環境評価調査（H18年3月）

②自然環境評価再調査において指標種が集中している区域。

・茅ヶ崎市自然環境評価再調査 報告書（発行：平成24年11月）

茅ヶ崎市自然環境評価再調査は、特に重要な地域として評価された7地区等について、自然環境の最新の状況を把握することを目的に行いました。この調査では、一部の指標種を見直したほか、今後の各地区におけるモニタリングエリアを設定しました。

再調査の結果、草地の評価は減少しましたが樹林の評価は上昇しました。草地指標種の減少要因は明確ではありませんが、草刈りなどの影響や1年のみの調査だったため調査自体が持つ変動性が影響している可能性が考えられます。



自然環境評価再調査（H24年11月）

2-3 赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の自然環境

小面積ですが、多様な環境が見られます。



2-4 赤羽根字十三図周辺で見られる主な動植物たち

<植物>



コバノカモメツル



ツリガネニンジン



チダケサシ



イヌヌマトラノオ

<鳥類>



カシラダカ



ルリビタキ

<昆虫>



カントタン



クツワムシ



ネグロセンブリ



ミカドガガンボ

<両生類>



シュレーゲルアオガエル



ニホンアカガエル

<魚類、甲殻類>



ホトケドジョウ



サワガニ

2-5 赤羽根字十三図周辺の特徴

1 生物多様性の高さ、生態系ネットワークの核（コアとなる地域）

西には、湘南カントリークラブ及び長谷、南は赤羽根斜面林と連続したみどりが広がっており、生きものの供給源などとして貴重なコア地域の1つです。

2 市内唯一の引地川水系

藤沢を流れる引地川の支流である小糸川の源流の1つです。下流は暗渠等になっておりますが、多様な環境が残る赤羽根字十三図周辺は流域でも貴重な場所となっています。

3 小面積に多様な環境

小面積の中に、細流、湿地、草地、樹林がモザイク状に見られ、複合的な環境が形成されています。

4 閉鎖的な環境

敷地の大部分は、ゴルフ場用地ですが、ゴルフ場の配慮により改変を受けずに保全されてきました。また、人が容易に入れない閉鎖的環境であるため、人為的影響が少なく、良好な自然環境が現在まで残されています。

5 絶滅危惧種等が多数確認されている

市内で唯一確認されているネグロセンブリをはじめ、ホトケドジョウやヒメシロネ等のレッドデータ種も多数生息・生育しています。

3 保全管理

3-1 保全管理の目的と目指すべき将来像

■目的

小面積の中に存在する細流、湿地、樹林、草地などの多様な環境を維持し、国、県、市のレッドデータ種や市内では赤羽根十三区周辺特別緑地保全地区以外ではほとんど確認できない生物、自然環境評価調査における指標種をはじめとした多様な種の生息・生育環境を確保することを目的とします。

赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の将来像
貴重な生態系を保全することで、
多様な生きものの生息・生育空間を確保し、
将来に引き継ぐ場所とする。

赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区保全管理計画は、特別緑地保全地区の将来像を実現し、貴重な自然環境を将来に引き継ぐために必要な事項を位置づけたものです。



3-2 基本的な考え方

赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区は、当該地の数多くの土地所有者の皆様にご協力をいただいて特別緑地保全地区指定に至りました。本計画の将来像である「貴重な生態系を保全することで、多様な生きものの生息・生育空間を確保し、将来に引き継ぐ場所とする」を実現するために、引き続き土地所有者の皆様保全にご協力いただくとともに、本計画に基づいて継続的に保全管理活動を進めていく必要があります。

■保全管理の基本的な考え方

生物多様性を保全し、より豊かな生態系にすることを目的とした生態系管理^{※1}を行います。

環境指標性の高い生物の生息・生育環境を保全するための管理計画とするとともに、小面積に様々な生態系が存在する地区の特性を踏まえ、順応的管理^{※2}を実施します（繰り返しのつく範囲の作業（一度に広い面積での作業は実施しない、など）を行いながら、生物の生息・生育状況をモニタリングし、モニタリング結果をもとに保全管理の内容を適宜修正する）。

※1 生態系管理：生態学に基づく地域固有の生態系特性に留意した管理、生物多様性の存続と回復、自然資源の持続可能な利用を促進するような管理などを指す。

※2 順応的管理：当初の予測がはずれる事態が起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるフィードバック管理。

■管理主体

赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の保全管理主体は土地所有者及び茅ヶ崎市です。市は保全管理計画に基づく保全管理活動を実施するとともに、土地所有者へ保全管理計画の周知を行います。

市が行う保全管理については、管理上の課題を踏まえて、当面は市の呼びかけによる有志市民による活動を継続して実施するとともに、土地所有者へ保全管理活動への参加を呼びかけるなど、今後の保全管理に広がりを持たせる取り組みを実施しながら、保全活動組織のあり方についても検討を行います。

また、保全活動以外にも観察会の実施など、赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の貴重な自然を広く周知する活動も行います。

■管理上の課題

ゴルフ場に隣接していることから、特に重要な自然環境が残る湿地・樹林ゾーンにおいては作業日に制限があります（実績では年4回程度）。また、湿地や斜面などでは保全管理作業時の安全性に配慮する必要があります。さらに、現状では近隣にトイレや洗い場、作業道具などを保管する拠点がない環境のなかで保全作業を進めていますが、安定的な保全管理作業を実施するためにはこれらの課題を解決していく必要があります。

管理上の課題解決に向けては、特別緑地保全地区指定を機に、地域住民や関係者へ協力を求めながら検討を行います。

3-3 ゾーニングごとの管理方針

実際に保全管理を進めるにあたって、大きく3つのゾーンに分けて作業を進めていきます。



<源流・水源涵養林ゾーン>

赤羽根字十三図周辺の多様な生態系を維持するために重要なエリアです。谷戸の水源涵養のため、現状の樹林・草地環境を維持します。樹林地の林床がやや暗い状態となっているため、まずは倒木・枯木の整理を行って林床に日が差し込むようにし、将来的には選択的な伐採を行い、水源涵養機能や生物多様性の向上を図ります。

なお、水環境の状況把握のための水量調査も必要です。

(主な作業内容)

- ・細流及び湿地環境の源となる源流及び水源涵養林の保全管理
- ・外来種の除去
- ・折れた枝、倒木等の整理
- ・アオキ、ヒサカキ等常緑低木類の抑制

<湿地・樹林ゾーン>

谷戸地形で流水、湿地、草地、樹林の多様な環境が見られ、本地区のコアとなる環境が見られるエリアです。希少性、固有性の高い動植物が生息・生育しているので、生物多様性の維持・向上を図るためのきめの細かい保全管理が必要となります。

(主な作業内容)

- ・イヌヌマトラノオ、ヒメシロネ、チダケサシなどの湿地性植物の維持及び生育環境向上のための保全管理
- ・オニヤンマ、カエル類等の産卵環境やホトケドジョウの生息環境を確保するための細流の保全管理と止水域の維持

※<湿地・樹林ゾーン>については、きめの細かい保全管理が必要となるため、「(保全管理に関する参考資料)<湿地・樹林ゾーン>の詳細作業内容」をベースに作業を行っていきます。

<草地ゾーン>

帯状に伸びる草地環境で、乾性草地に依存する動植物が多く確認されています。草地指標種に配慮した草地環境の維持(保全管理)を継続します。

(主な作業内容)

- ・ワレモコウ、ホタルブクロなどに配慮した草刈り。
- ・クツワムシ、スズムシなどの生息・生育環境の確保

3-4 計画の進行と見直し

赤羽根字十三区周辺の将来像である「貴重な生態系を保全することで、多様な生きものの生息・生育空間を確保し、将来に引き継ぐ場所とする」を実現するために、実施した作業に応じて、生物の生息・生育状況をモニタリングしながら、保全管理の内容を適宜修正していきます。

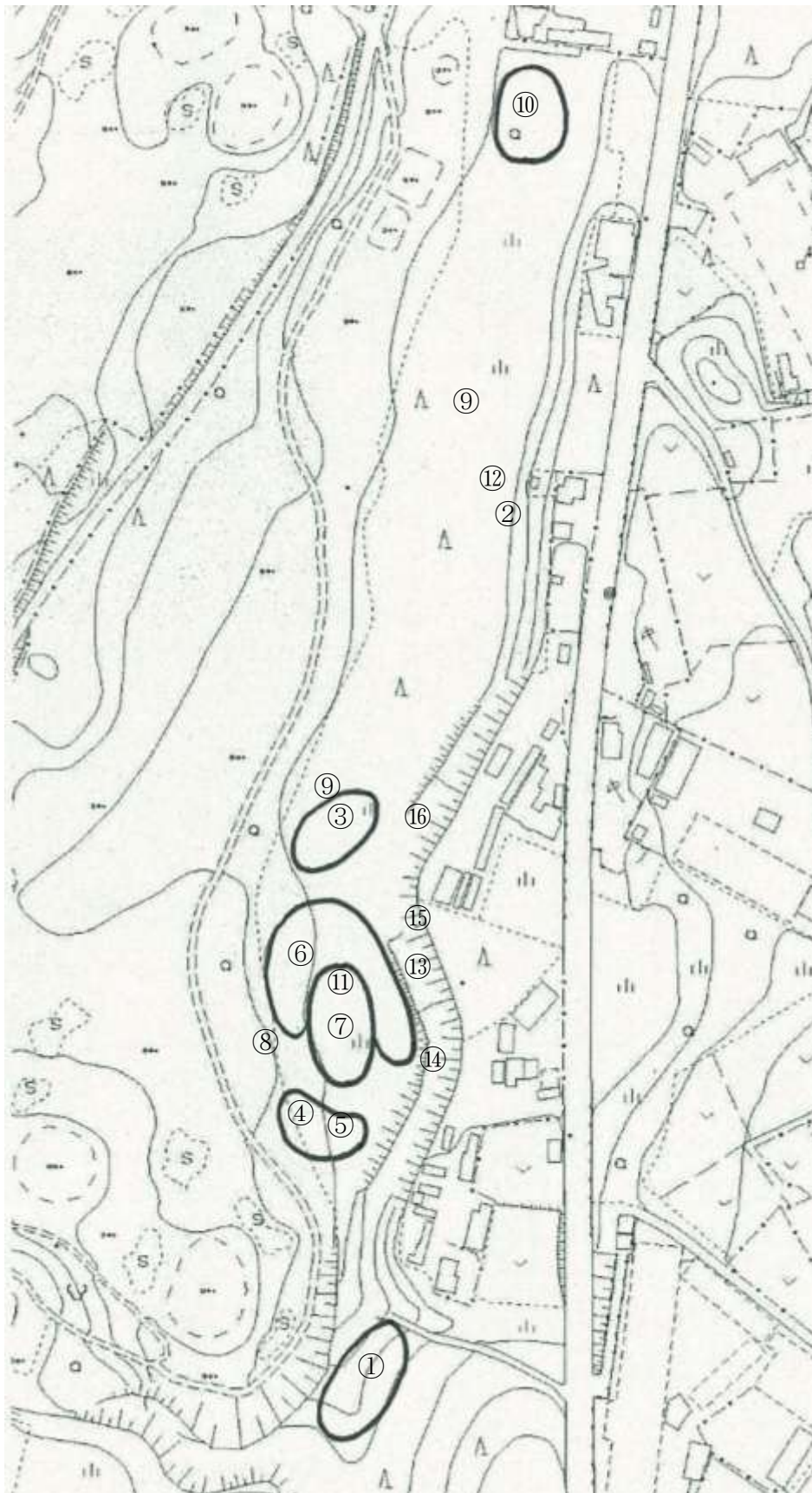
また、作業に伴うモニタリングや全市的に実施する自然環境の調査結果、管理主体のあり方などの状況の変化を捉えて、必要に応じて適宜保全管理計画の内容を見直します。

なお、見直しにあたっては保全作業に携わる市民の皆さまや茅ヶ崎市みどり審議会などの関係審議会、関係者の皆さまからご意見をいただいています。



湿地・樹林ゾーンでの作業の様子

(保全管理に関する参考資料) <湿地・樹林ゾーン>の詳細作業内容
「作業マップ」



「作業内容」

No.	環境区分		作業目的・内容等	保全対象の生物等	平成 27 年度のモニタリング内容	
①	樹林地	源流部東側樹林地	樹林地の多様性向上 折れた枝・倒木の整理、シュロの伐採、アオキの個体数抑制			
②		中下流部細流 沿い樹林地	細流沿いに増えている灌木を伐採して 通路を確保すると共に、ギャップを作 ることで環境の多様性を向上させる。			
③	湿 地	希少植物群落 自生地	ヨシなどの高茎草本類、木本類に覆わ れないための草刈り	イヌヌマトラノオ、 ヒメシロネ、チダケ サシ等	希少植物の生育状 況把握	
④		上流部湿地	カエル類の産卵・生育環境、トンボ類 などの止水性昆虫類の生息環境創出 土を掘り下げて創出した滞水域(平成 23年10月～)の維持管理	ニホンアカガエル・ アズマヒキガエル、 ホトケドジョウ等	ニホンアカガエ ル・アズマヒキガ エルの産卵有無	
⑤		上流部湿地	湿地環境の維持とシュレーゲルアオガ エル産卵環境確保のための表土掘り起 し	シュレーゲルアオガ エル	シュレーゲルアオ ガエルの産卵有無	
⑥		上流部・湿性植 物群落	湿生植物群落の維持 ①外来種除去(オオブタクサ、セイタカ アワダチソウ、アメリカセンダングサ、 オランダガラシ等の抜き取り) ②クズの抑制、ノイバラの刈り取り等			
⑦		上流部・ヨシ群 落	倒伏したヨシの枯れた茎の一部除去 ※ヨシ茎内やヨシ原に生息している動 物やヨシ茎内に生息する昆虫類をエサ とする鳥類への配慮のため、作業は3 月とする。	①ヨシ茎内に生息す るヨトウガ類、ツト ガ類など ②ヨシ原内で越冬し ている昆虫類、クモ 類、カエル類		
⑧		上流部・東西林 縁部湿地	湿地の日照条件確保と富栄養化防止 林縁から張り出したイチョウ、ミズキ などの枝おろし			
⑨		中流部・希少植 物再生湿地	イヌヌマトラノオ再生作業 表土の掘り返しと一部表土の移植(平 成 25 年 6 月 24 日、平成 27 年 3 月 2 日)	イヌヌマトラノオ	イヌヌマトラノオ の発芽有無	
⑩		下流部・イヌコ リヤナギ湿地	イヌコリヤナギの選択的伐採		イヌコリヤナギの 生育状況把握	
⑪		細 流	上流部細流	細流を覆っているヨシ・オギの刈り取 り、低木の枝払い	オニヤンマ等(産卵 環境の確保)	
⑫			中・下流部細流	細流上に伸びている樹木の枝払い・樹 木に絡まるつる植物の除去	オニヤンマ等(産卵 環境の確保)	
⑬	そ の 他	上流部下段法 面部	平成 21 年に植栽した落葉樹の状況把 握・伸び過ぎた枝の枝おろし			
⑭		上流部盛土ほ か	外来種除去(オオブタクサ、セイタカア ワダチソウ、ワルナスビ、ツルニチニ チソウ、ヒガンバナ等の抜き取り)			
⑮		上流部上段法 面部・盛土平面 部	マダケの伐採			
⑯		各所	法面などに増えているアズマネザサの 抑制 アズマネザサに依存する生物に影響が 出ないように、選択的な管理とする。	アズマネザサに依存 する生物		

(参考資料) 昭和32年の赤羽根字十三図周辺

昭和32年当時の赤羽根字十三図周辺は、ゴルフ場も大庭台墓園もなく樹林と田畑で占められていました。特に赤羽根字十三図は、樹林が占めおり田畑としてはあまり活用されていない土地であったことがわかります。



撮影日：昭和32年3月27日

赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区指定までの経緯

昭和 63 年～	市民有志による生物調査開始
平成初期	東側斜面部の埋め立て
平成 9 年～	総合計画、都市マスタープラン、環境基本計画、景観計画等に赤羽根十三区周辺の自然環境の保全等を位置づけ
平成 18 年 3 月	「自然環境評価調査」で特に重要な地域(コアマップ対象地区)として評価
平成 19 年 3 月	市民有志による湿地部の保全管理作業開始
平成 20 年～	市と市民有志による湿地部の保全管理作業開始
平成 21 年 7 月	「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定 赤羽根字十三区周辺が特別緑地保全地区候補地として位置付けられる。
平成 26 年 9 月～11 月	みどり審議会から指定区域素案への意見聴取・了承
平成 27 年 10 月	みどり審議会へ指定区域の諮問・答申
平成 28 年 3 月	都市計画審議会へ地区指定の付議
平成 28 年 3 月	特別緑地保全地区に指定

赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区保全管理計画

平成28（2016）年3月発行

第1刷 100部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 都市部景観みどり課みどり担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代）

携帯サイト

FAX 0467-57-8377

QRコード

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

